

鳥取県天神川流域下水道等におけるウォーターPPP導入支援業務
総合評価競争入札に関する質問及び回答

令和8年5月14日／鳥取県水環境保全課

番号	質問事項	回答
1	企画提案書説明会の参加上限人数をご教示ください。	企画提案書説明会の参加可能人数は5人までとします。
2	業務仕様書において、「公社を継承する新組織を設立する場合、設立に関する手続きについて支援」と記載されていますが、貴県及び中部地区1市4町の庁内内部の固有手続きは業務対象外と理解して差し支えないでしょうか。	公社を継承する新組織を設立する場合の本県及び中部地区1市4町の庁内内部固有手続きは業務対象外と理解いただいて差し支えありません。（各自治体において実施。） ただし、受注者には事業スキームの構築と併せて、新組織の設立に向けて、本県独自の背景や他事例も踏まえながら、専門的な知見からの助言や資料作成の支援等をしていただくことを想定しています。
3	中部地区1市4町との間の連絡調整は、原則として貴県にて実施されるとの理解で差し支えないでしょうか。	中部地区1市4町との連絡調整は、原則として本業務の発注者である本県が行います。
4	企画提案書作成要領の「3 具体的な記載に係る留意事項」において、「実施体制」「受注実績」として実績の記載が求められています。他方、入札説明書「8 企画提案書等の作成及び提出」では、「1部を除き、社名、社印その他社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと」と記載されています。類似の受注実績（発注者名、履行期間、業務概要等）の記載は「その他社名が特定されるような記述」には該当しないと考えて差し支えないでしょうか。	企画提案書の作成は、特定の企業名が審査に与える影響を排除し、提案内容をより公平に評価するため、審査員が使用する3部については社名が特定されるような記載をしないこととしています。ここでは自社ロゴマークや提供しているサービス名（ブランド名）の使用など直接的に社名が特定できる記述を想定しており、類似の受注実績における発注者名等の記載が直ちにその他社名が特定される記述に該当するわけではありませんが、容易に社名を特定できる記述とならないようご配慮ください。